

2025 年 4 月 15 日

株主 各位

新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢一丁目 1 番 15 号
株式会社エンゼルグループ
代表取締役 新保 光栄

新株予約権の募集事項等の決定に関する公告

2025 年 4 月 14 日開催の当社取締役会において、中長期の業績および企業価値との連動性をさらに高め、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）並びに従業員（以下、「役職員」といいます。）の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社グループの健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、当社及び当社子会社の役職員に対しストックオプションとして、下記内容の新株予約権を発行する旨を決議しましたので、会社法第 240 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、公告いたします。

記

1. 新株予約権の名称

第 4 回新株予約権

2. 発行する新株予約権の数

3,405 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 170,250 株とし、下記「5. 発行する新株予約権の内容」（1）に定める付与株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

3. 割当日

2025 年 4 月 30 日

4. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

5. 発行する新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 50 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付

を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}} \\ \text{調整後行使価額} &= \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{aligned}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の普通株式に係る発行済株式総数から当社が保有する当社の普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転、もしくは株式交付を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間は、2027年4月15日から2035年4月14日までとする。ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合には、その前営業日を権利行使の最終日とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法による優遇税制を受ける場合には、譲渡することができないものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員、顧問その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 本新株予約権の行使は、当社普通株式が東京証券取引所、名古屋証券取引所その他日本国内の金融商品取引所（TOKYO PRO Market を除く。）のいずれかに上場することを条件とする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 本新株予約権者が著しい非違行為を行った場合、重大な職務違反行為を行った場合その他本新株予約権者に本新株予約権の行使を認めることが相当でないと当社が合理的に判断したときは、当社は本新株予約権者に対してかかる場合に該当する事由が発生したことを通知するものとし、当社よりかかる通知を受けた本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができなくなるものとする。
- ⑦ その他条件については、取締役会決議に基づき、本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 本新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には取締役会決議がなされた場合）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で本新株予約権の全部を取得することができる。
- ② 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合、及び本新株予約権者が保有する本新株予約権を放棄した場合には、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

(8) 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（１）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（２）で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記（３）に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（３）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

上記（６）に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（４）に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由及び条件

上記（７）に準じて決定する。

⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

（９） 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

６． 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

７． 本新株予約権の行使請求の方法

① 本新株予約権を行使する場合、本新株予約権を行使することができる期間中に当社所定の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

② 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて当社所定の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

③ 本新株予約権の行使請求の効力は、本新株予約権を行使することができる期間中に当社所定の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

８． その他

① 本発行要項の規定中、読み替えその他の措置が必要になるときは、会社法の規定及び本新株予約権の趣旨に従い、本発行要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

② その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社取締役会において決定する。

以 上